

民間企業の再生に係る債務調整を地方公共団体に適用する場合の課題

(11月13日・17日の有識者ヒアリング結果を中心に整理)

民間企業の再生に係る債務調整	地方公共団体に適用する場合の課題
<p>I 法的整理 (民事再生法の場合)</p>	
<p>①債権者が、民事再生手続において債務調整を受け入れる動機付けは、仮に破産した場合に受ける配当よりも高率の弁済を得られることである。</p>	<p>①地方公共団体には破産的清算がなく、債務調整案が提示されたとしても、債権者にとって清算価値が保障されているかどうか判断できないが、どのような方法によれば、債権者は債務調整を受け入れることが可能か。</p>
<p>②債務調整案が、債権者集会において否決された場合や、裁判所が、再生計画不認可の決定をした場合には、破産手続に移行する。</p>	<p>②地方公共団体は破産ができないことから、否決や不認可の場合に、どのような手続に移行すると考えればよいか。 (そうした場合に備えて、債務調整を行うかどうかの基準やどの程度債務調整を行うかにかかる合理的な基準を設定できるか。)</p>
<p>③債権者は弁済率の向上を目指して事業計画の見直しを求め、弁済率を低くしたい債務者も、債権者の納得を得るだけの弁済率、事業計画を示す必要がある。</p>	<p>③地方公共団体が、どの行政サービスを削減し、どれを維持するか、どの程度増税等の負担増を求めるかといった点について、より高い弁済率を求める債権者との交渉の中で決めることと、民主主義のプロセスを経て決めることとのバランスをどのように考えればよいか。</p>
<p>④再生計画の認可などの手続が裁判所を中心に進められ、裁判所は、債務者の財産管理等の監督をする監督委員や債務者に代わって財産管理等を行う管財人を選任することができる。</p>	<p>④地方公共団体の再生計画は、行政サービスの内容や租税の徴収に密接に関連するが、裁判所が再生計画を認可したり、手続の進行を監督することや、監督機関を選任することと、地方自治や三権分立との関係をどう考えればよいか。</p>

民間企業の再生に係る債務調整	地方公共団体に適用する場合の課題
<p>Ⅱ 私的整理（産業再生機構を活用した場合等）</p>	
<p>①債権者が債務調整を受け入れる動機付けとしては、債務調整と新たな経営資源(ヒト、モノ、カネ、戦略)の注入によって、企業価値(将来の事業キャッシュフロー)が増加することである。</p>	<p>①地方公共団体にとって企業価値に相当するものは、住民や企業から税収等のキャッシュフローを生み出す能力と考えられるが、住民は簡単には転出できないことや、国と地方の事務が完全に分離されていないこと、そのため相互に国庫支出金・直轄事業負担金等の支出をしており、地方の財源の中には国からの移転財源が相当部分を占めていることによる影響をどのように考えればよいか。</p>
<p>②将来の事業キャッシュフローは、割引率を掛けて現在価値にした上で債務と比較するが、通常は、10年後以降のキャッシュフローは無価値となる。</p>	<p>②地方公共団体の将来の税収等は、民間企業の将来の収益よりも確実に見込めることの影響をどのように考えればよいか。割引率が低くなり、より長期間のキャッシュフローを見込むことができると考えることができるか。</p>
<p>③債務調整を実施する際には、事前に規律を働かせることと、未来に向けた市場へのシグナルの意味もあり、通常は経営者の交代を伴う。</p>	<p>③債務調整のプロセスで、債権者の意向等を反映して、地方公共団体の首長等の経営責任を問うことについて、公選制、直接請求制度の存在との関係でどのように考えればよいか。</p>
<p>④債務者の経営により深く関与し、情報も持っているメインの金融機関に、より多くの負担を求められることが通例である(いわゆるメイン寄せ)。</p>	<p>④地方公共団体にとっての最大の債権者は現時点では国であることから、このような慣行との関係をどのように考えればよいか。</p>